

## 参考法令

### ・川越市理容師法施行条例関係

理容師法（昭和 22 年法律第 234 号）（抜粋）

第 6 条の 2 理容師は、理容所以外において、その業をしてはならない。但し、政令で定めるところにより、特別の事情がある場合には、理容所以外の場所においてその業を行うことができる。

第 9 条 理容師は、理容の業を行うときは、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 略

二 略

三 その他都道府県が条例で定める衛生上必要な措置

第 17 条 地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）第 5 条第 1 項の規定に基づく政令で定める市又は特別区にあつては、前各条の規定（第 3 条第 3 項及び第 11 条の 4 第 2 項を除く。）中「都道府県知事」とあるのは「市長」又は「区長」と、「都道府県」とあるのは「市」又は「特別区」とする。

地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）（抜粋）

第 5 条 保健所は、都道府県、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市、同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市その他の政令で定める市又は特別区が、これを設置する。

2 略

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（抜粋）

（中核市の権能）

第 252 条の 22 政令で指定する人口 20 万以上の市（以下「中核市」という。）は、第 252 条の 19 第 1 項の規定により指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが中核市が処理することに比して効率的な事務その他の中核市において処理することが適当でない事務以外の事務で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

2 略

川越市理容師法施行条例（平成 24 年条例第 55 条）（抜粋）

（理容の業を行う場合に講ずべき衛生上必要な措置）

第2条 法第9条第3号に規定する条例上必要な措置は、次のとおりとする。

一 ～ 九 略

(出張理容を行う場合に講ずべき衛生上必要な措置)

第5条 法第6条の2ただし書きの規定により理容所以外の場所における業(以下「出張理容」という。)を行う理容師が講ずべき法第9条第3号に規定する条例で定める衛生上必要な措置は、第2条に掲げるもののほか、次のとおりとする。

一 略

二 略

(出張理容を行う場合の届出)

第6条 理容師は、出張理容を行う場合は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。ただし、第4条第2号又は政令第4条第2号に掲げる場合は、この限りでない。

2 前項の規定による届出をした理容師は、その届出に係る事項を変更したとき又は出張理容を廃止したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく市長に届け出なければならない。

#### ・川越市美容師法施行条例関係

美容師法(昭和32年法律第163号)(抜粋)

第7条 美容師は、美容所以外の場所において、美容の業をしてはならない。ただし、政令で定めるところにより、特別の事情がある場合には、美容所以外の場所においてその業を行うことができる。

第8条 美容師は、美容の業を行うときは、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 略

二 略

三 その他都道府県が条例で定める衛生上必要な措置

第20条 地域保健法(昭和22年法律第101号)第5条第1項の規定に基づく政令で定める市又は特別区にあつては、前各条の規定(第4条第3項及び第12条の3第2項を除く。)中「都道府県知事」とあるのは「市長」又は「区長」と、「都道府県」とあるのは「市」又は「特別区」とする。

地域保健法(昭和22年法律第101号)(抜粋)

第5条 保健所は、都道府県、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市、同法第252条の22第1項の中核市その他の政令で

定める市又は特別区が、これを設置する。

## 2 略

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（抜粋）

（中核市の権能）

第 252 条の 22 政令で指定する人口 20 万以上の市（以下「中核市」という。）は、第 252 条の 19 第 1 項の規定により指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが中核市が処理することに比して効率的な事務その他の中核市において処理することが適当でない事務以外の事務で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

## 2 略

川越市美容師法施行条例（平成 24 年条例第 56 条）（抜粋）

（美容の業を行う場合に講ずべき衛生上必要な措置）

第 2 条 法第 9 条第 3 号に規定する条例上必要な措置は、次のとおりとする。

一 ～ 九 略

（出張美容を行う場合に講ずべき衛生上必要な措置）

第 5 条 法第 7 条の 2 ただし書きの規定により美容所以外の場所における業（以下「出張美容」という。）を行う美容師が講ずべき法第 9 条第 3 号に規定する条例で定める衛生上必要な措置は、第 2 条に掲げるもののほか、次のとおりとする。

一 略

二 略

（出張美容を行う場合の届出）

第 6 条 美容師は、出張美容を行う場合は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。ただし、第 4 条第 2 号又は政令第 4 条第 2 号に掲げる場合は、この限りでない。

2 前項の規定による届出をした美容師は、その届出に係る事項を変更したとき又は出張美容を廃止したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく市長に届け出なければならない。